

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【会社名】 株式会社アクアライン

【英訳名】 Aqualine Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 楯 広長

【本店の所在の場所】 広島県広島市中区上八丁堀8番8号

【電話番号】 082-502-6644（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 田中 克明

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野四丁目20番2号 トスビル6・7階

【電話番号】 03 - 6758 - 5588（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 田中 克明

【縦覧に供する場所】 株式会社アクアライン 上野事務所  
（東京都台東区東上野四丁目20番2号 トスビル6・7階）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、2025年5月29日付で臨時報告書を提出いたしました。

今般、当該臨時報告書の記載内容について訂正すべき事項が発覚いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定にもとづき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 1 【提出理由】

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 1 【提出理由】

(訂正前)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、代表取締役の異動につきましては2025年5月30日に開催予定の臨時株主総会決議後の就任となります。

(訂正後)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、代表取締役の異動につきましては2025年5月30日に開催予定の定時株主総会決議後の就任となります。